

## <概要>

高レベル事業推進準備会の平成7年度中間報告では、「基礎的検討の中間的なとりまとめ」として、処分事業化計画、事業主体、事業資金、地域との共生、国民的理解の促進等についての検討結果について報告している。同報告では、特に、国民的理解促進を重視し、総合的な検討を行っている。

## <更新年月>

1997年03月（本データは原則として更新対象外とします。）

## <本文>

高レベル事業推進準備会（SHP：Steering Committee on High-Level-Radioactive-Waste Project）は、高レベル放射性廃棄物処分事業（以下「処分事業」という）の準備の円滑な推進を図ることを目的に、高レベル放射性廃棄物対策推進協議会（国、動燃（現日本原子力研究開発機構）および電気事業者により構成される）の下に平成5年（1993年）5月に設立され、2000年に実施主体を設立するための検討を行っている。平成7年（1995年）度の“中間とりまとめ”は、SHPにおける「基礎的検討」としての位置付けで、これまでの成果を集約している。以下にその主要内容について述べる。

### 1. 事業化計画

a) 処分事業化では、原子力長期計画に基づき、実施主体の2000年頃の設立と2030年代（遅くとも2040年代半ばまで）に処分開始する基本スケジュールを前提に、社会的問題と技術的問題の調整に重点を置き、以下に述べる主要手順に従った準備を推進する。

処分事業想定所要期間の検討では、実施主体の2000年頃の設立を前提に、主要な手順として、（イ）処分実施主体設立準備と設立、（ロ）処分予定地選定、（ハ）サイト特性調査と処分技術実証、処分場設計・処分事業申請、（ニ）処分場建設、（ホ）処分場操業開始、（ヘ）施設閉鎖について、各々考えられる所要期間を示した（表1参照、但し施設閉鎖時期は明示していない）。

b) 特に重要な立地調査では、（イ）処分予定地として、地元が誘致表明するか、あるいは実施主体が申し入れ（以下「誘致または申し入れ」という）をした地点の中から、処分候補地（予備的調査を行う複数地点）を選定する。この段階では、本格的には立入らない予備的調査を実施し、調査結果と地元了承のもとに、候補地の中から処分予定地を選定し（国は、その選定結果を確認）、処分予定地を決定する。（ロ）実施主体は、処分予定地のサイト特性調査及び処分技術の実証を行い、（ハ）処分地に適当との判断に基づき、実施主体は処分場の設計と処分事業の申請を行う（国は処分に係る事業を許可するに当たり、必要な法制度等の整備と安全審査を行い、地元了承手続きとして、例えば、国による公開ヒアリングを行う）。

c) 課題として、実施主体は設立に先立って、以下の事項について概略検討する。（イ）処分対象廃棄物の仕様と量、処分場建設・操業・管理・閉鎖の期間設定、地域との共生、立地手順、各種許認可手順、（ロ）処分事業終了後問題発生の場合の責任の所在、（ハ）サイト選定から建設、操業、閉鎖までの地元への情報提供方法と地元の意思決定方法、環境影響評価内容と位置づけ、（ニ）処分事業化推進と事業推進法のような法律の制定も一手段として検討することが挙げられる。併せて（ホ）全国レベルの広報実施もまた重要な課題である。

### 2. 実施主体

a) 実施主体の業務内容では、（イ）処分場立地・調査業務、（ロ）処分場建設業務、（ハ）処分場操業業務、（ニ）関係費用に係る業務、（ホ）社会的受容性促進、周辺地域対応実施・協

力等の業務がある。

b) 処分事業実施主体設立とその形態では、2000年を目安にその設立を図り、実施主体の形態として、永続性担保、処分責任の明確化、研究開発成果の活用、実効性、国民の信頼の確保の各要因を念頭に置き、ケーススタディを行った（表2 参照）。その結果、「処分事業者としての位置づけ（信頼性）」、「事業の確実な実施責任」、「組織の効率性」、の3要件が重要であると考え検討を進め、想定される組織形態として、(イ) 国の直営、(ロ) 特殊法人、(ハ) 認可法人、(ニ) 指定法人、(ホ) 民間株式会社等について比較したところ、全ての要件に完全な適応性を持つ形態はないが、組織構成や補完制度等によって、全ての形態が、実施主体としての適性を獲得する可能性があることが分かった。

c) 実施主体の形態を検討するにあたっての課題は、以下の通りである。(イ) 第三者賠償責任（実施主体解散の場合）の検討、(ロ) 資金確保策における電気事業者から実施主体への資金提供時期と対象範囲に関する検討、(ハ) 低レベル放射性廃棄物埋設事業との関連の各事項の検討が必要なことを指摘している。

### 3. 資金確保

a) 処分事業に係る費用では、廃棄物の発生の原因者として電気事業者等が負担することになっているので、世代間の負担公平原則から早期に資金確保とその制度構築を図る必要がある。ここでは、処分費用算定及び資金確保制度に重点を置き、(イ) 天然バリアと人工バリアを組合わせたモデル施設を設定し、(ロ) 処分事業範囲を設定し、(ハ) 処分事業スケジュールを設定し、(ニ) 資金確保制度の検討を行った。処分事業の範囲としては、建設費、操業費、予備調査費、サイト特性調査費、技術開発費等を含み、事業資金確保制度では、「引き当金」、「基金」、「租税」および「積立金」方式について、参考に既存例を挙げ、制度の確立の流れと必要期間（引当金の既存例で4～5年、基金例では2～5年、租税例では6ヶ月）について比較した（図1、表3 参照）。

b) 処分費用算定では、使用する変数として、廃棄体を縦に定置する例としたケース1（結晶質岩中）と、横に定置する例としたケース2（堆積岩中）を選定し、試算した（表4 参照）。原子力発電1kWh当りの確保額は、数銭から10銭程度となった。この試算確保額は、モデルケースに対するもので、条件設定や今後の研究開発等によって変動する。c) 課題では、資金確保制度における積立額の算定の前提として、代表的な処分場を設定し、人工バリア仕様の研究開発、経済環境見通し等を適切に反映できるよう考慮する必要がある。

### 4. 立地地域との共生

立地地域の「処分場立地への理解と受入れの合意形成」対応では、処分事業と地域との共生を指向して（以下「地域振興」という）、以下の検討を行った。(イ) 産業廃棄物処分場等の社会的状況を参考に、処分の事業化は、特定地域だけでなく国を挙げて推進するプロジェクトであることを明確にし、国、実施主体及び電気事業者等が一体となった立地促進のための地域理解と信頼確保に取組むこととし、(ロ) 処分場立地を契機に、地域による「自立的発展」を目指した地域開発に対し、国等が支援するという地域振興施策を展開し、(ハ) 処分事業のもつ事業内容、規模、工程・期間等を考慮し、処分場と地域の共生に向けた地域振興支援策を具体化させるため、現行制度や取組み改善等の検討を行うことが重要である（表5、表6、表7 および表8 参照）。

### 5. 国民的理解の促進

処分事業の円滑な推進にあたって、国民の理解と協力が不可欠であるので、理解促進活動のための広報活動と、広報に関する調査研究の一環として、国民意識調査を実施した。最近の阪神・淡路大震災による原子力発電所耐震性への懸念、返還高レベル放射性廃棄物輸送の話題などにより、原子力への意識や関心が高まったので、平成7年度に本格的国民意識調査を行い、国民の地層処分に対する安全意識や受容性を把握・解析し、広報活動に反映すべき点を検討した。

a) 今回の国民意識調査における調査方法の特徴は、(イ) 過去約1年間の国民の原子力意識の変化に関する解析、(ロ) スウェーデンで毎年実施している意識調査と同一の質問文を設け調査結果を国際的に比較したこと、(ハ) ミニ広報資料を作成しこれを情報として提供したサンプルと、提供しなかったサンプルとで比較し、広報効果の測定を試みたこと、(ニ) 10代の高校生、大学生の意識を知るため、同じ調査票を用いて約280名の意見を聴取し、一般との違いを比較したこと、の4点である。

b) 調査の結果、(イ) 国民の理解促進のためには、まず「高レベル放射性廃棄物とは何か」、「地層処分の安全確保のしくみ」、また、「国内外の研究開発の状況」などを、分かりやすい表現で情報の提供を行うことが必要である。特に、女性層、主婦層の理解を得ること、さらに、次世代を担う青年層には、多少、専門的になっても時間をかけて安全性を説明していくことが大切である。(ロ) 上記のような情報の提供によって、安全性や組織の信頼度が増加したこと

から、情報公開はもちろん、さらに、進んで情報を国民と共有し、「伝えることは伝え」、「聞くべきことは聞く」という国民との対話の姿勢が、広報を進めていくうえで重要である。

c) 課題として、国民の合意形成のための広報では、当準備会や実施主体だけでは限界があり、したがって、全国の複数自治体から立地について手を挙げてもらうには、広報関係者の意見調整の場で広報内容の確認、統一化を図り、電力各社や地域原子力懇談会等の協力を得て、全国レベルで広報活動を展開していく必要があることを、指摘している。

#### 6. その他

a) 研究成果の活用では、(イ) 動燃（現日本原子力研究開発機構）が研究成果の第二次とりまとめ（2000年前までを予定）を行うが、その中で、計画と成果評価の考え方を明らかにし、処分実現に向けて必要な調査技術および評価手法等について、具体的に示す配慮が必要である。

(ロ) 地層処分に係る今後の技術開発項目の検討と役割分担として、処分実現に向けて必要な主要技術は、(1) サイト特性調査技術（候補地選定、予定地選定の調査技術を含む）、(2) 処分場の設計、(3) 建設・操業・閉鎖技術・安全評価技術（環境評価技術も含む）の3分野があり、関係諸機関の役割分担を明確にして、引き続き技術開発を進めていくことが必要である。

b) 地層処分安全性の基本的考え方の確立及び指針基準類の整備では、処分候補地、処分予定地の選定を円滑に進めるため、国が地層処分安全性の基本的考え方を示す必要があり、また、処分事業の展開に応じた指針・基準類の整備が必要である。

---

#### <関連タイトル>

[海外における放射性廃棄物処理処分の動向（IAEA報告）\(05-01-03-12\)](#)

[高レベル放射性廃棄物に関する国民の意識\(10-05-01-15\)](#)

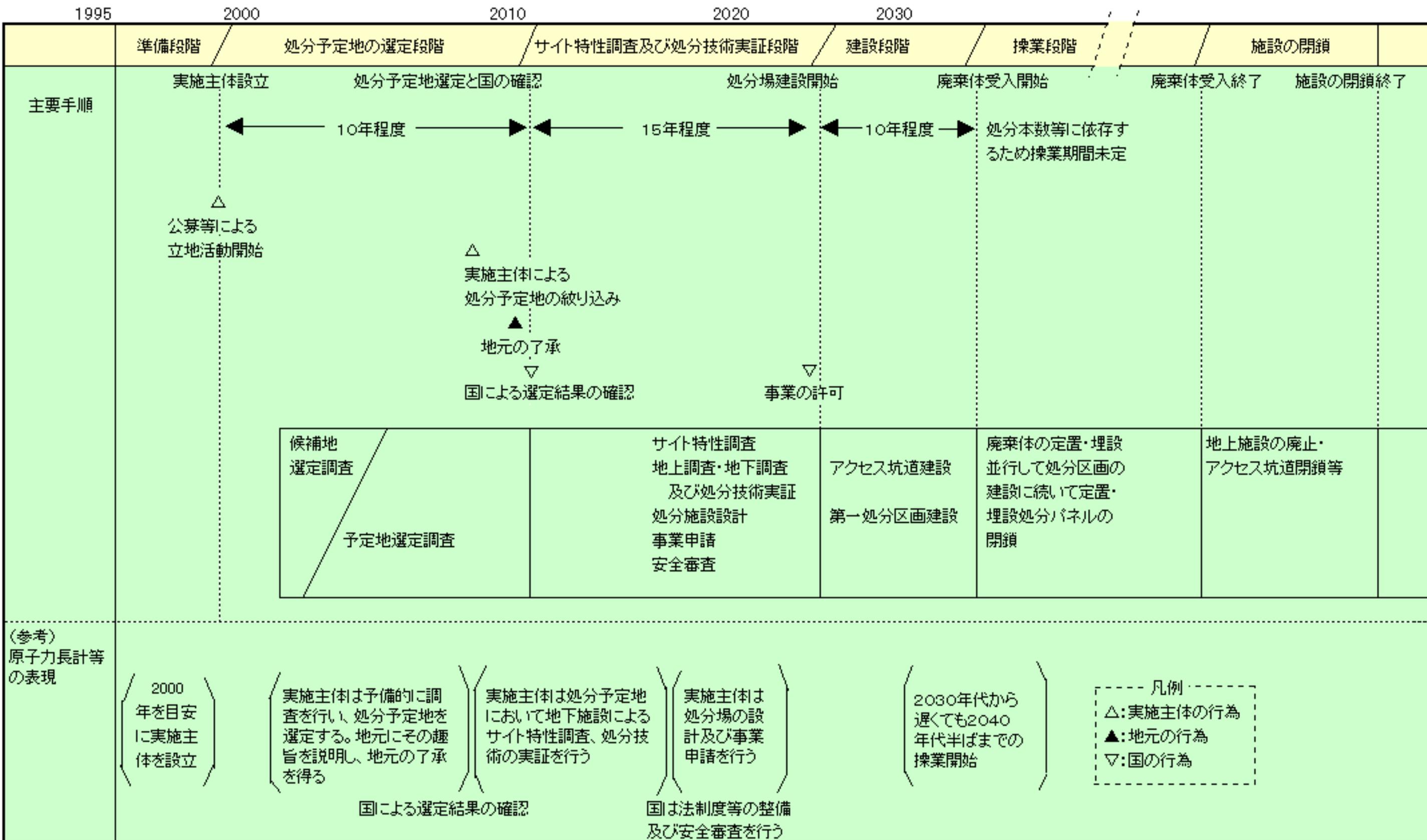
---

#### <参考文献>

(1) 「高レベル事業推進準会・中間とりまとめ」（平成7年度），原産マンスリー6（No.9）、p.22-54（1996年6月）

---

# 表1 高レベル放射性廃棄物の処分事業スケジュール例(総括表)



[出典] 日本原子力産業会議 (編) : 原産マンスリーNo. 9, p. 31 (1996. 6)

## 表2 高レベル放射性廃棄物処分の実施主体の各組織形態の特徴

組織	国の直営	特殊法人(特殊会社)	認可法人	指定法人(財団法人)	民間株式会社
処分事業者としての明確な位置づけ(信頼性)	国の政策として行うことが明らかであるため、問題がない。	組織を裏付ける法律があるので認知を得やすい。	同左	処分事業者として指定する法律があるので認知を得やすい。	事業法等の立法措置により、「位置づけ」を明確化する必要がある。
事業の確実な実施に対する責任(組織の存続の保障)	国ほど存続に対する信頼の厚い組織はないため、ほとんど問題がない。	国の直営ほどではないが破産・解散等により消滅する可能性はほとんどない。	同左	指定する法律に組織の解散の歯止めを設ける措置が必要。	事業法等の法制度もしくは関係機関による存続の保障が必要。
組織としての効率性	組織の運営上、法律・予算制度等の制約が多い。	国の直営ほどではないが、制約が多い。	同左	民間組織であり、効率性は確保できると考えられる。	運営についての効率性に優れている。
組織の特徴	行政庁の内部組織が処分事業を実施する。	法律により直接に設置される法人または特別の設立行為をもって設置すべきものとされる法人である。「特別の設立行為」とは、政府が命ずる設立委員が行う設立に関する行為を指す。行政改革を巡る状況等から新規設立は難しいとの意見がある。	民間等の関係者が発起人となって設立されるが、業務の公共性等の理由から、その設立については特別法に基づく主務大臣の認可が要件となっている。	財団法人は民法第34条の規定により、所管の行政庁の許可に基づいて設立される法人であり、出資された財産が主体となる。指定法人は、法律による指定を受けて、法律に規定された指定業務を行う。	商法に基づき、民間の出資により設立される。
組織例	郵政事業	関西国際空港(株)、KDD、電源開発(株)	日本下水道事業団	(財)原子力安全技術センター (財)廃棄物処理センター	日本原燃(株)
根拠法	省庁設置法	特別法	特別法	民法第34条により設立され、その後法律により指定される	商法

[出典] 日本原子力産業会議(編)：原産マンスリーNo. 9, p. 39 (1996. 6)

### 表 3 資金確保方法と実施主体との適合性

資金確保方法	実施主体の形態	資金確保方法と実施主体(形態)との適合性	評価
引当金	国	国として事業を行うにもかかわらず、租税とせずに、わざわざ民間に資金を積立てる合理的な理由が見付からない。	△
	特殊法人	廃棄物を受入れる以前の財源確保を、政府出資金・補助金、民間出資金等の無償資金、並びに政府保証債で賄えるものと考えられるため基本的には、適合性があると考えられる。	○
	認可法人	廃棄物を受入れる以前の財源確保を、政府出資金・補助金、民間出資金等の無償資金、配当が要求される産業投資特別会計、並びに政府保証借入金等で賄えるものと考えられるが、調達できる資金の規模が若干小さい可能性が高く、適合性に多少の難があると考えられる。	△
	財団法人(指定法人)	廃棄物を受入れる以前の財源確保を、寄付金、及び賛助会費等に頼らざるを得ず、適合性は非常に低いものと考えられる。	×
	民間会社	廃棄物を受入れる以前の財源確保を、政府出資金、電気事業者の特定投資として民間出資金、日本開発銀行を通じた財政資金、並びに事業債で賄える可能性があるが、いずれの財源も政府及び関係機関との相当の調整が必要であり、適合性は低いものと考えられる。	△
基金	国	国として事業を行うにもかかわらず、租税とせずに、わざわざ基金を積立てる合理的な理由が見付からない。	△
	特殊法人 認可法人 財団法人(指定法人) 民間会社	処分事業の全期間にわたって資金の供給が可能であり、資金確保の観点のみからは、非常に優れた方法と考えられる。	◎
	国	国が現業として処分事業を行う場合、租税及び特別会計との仕組みの適合性は高い。	◎
	特殊法人	国の事業を、特殊法人が代わって実施するという形態と捕らえることにより、資金確保法との適合性が説明できる。	○
租税	認可法人 財団法人(指定法人) 民間会社	民間発意で法人を設立しているため、租税による資金確保の適合性は低い。ただし、資金的には国がバックアップする体制が整っているとの説明が可能となる。	△

## 表4 処分費用試算

処分ケース		ケース1	ケース2	ケース3	ケース4
	処分深度(m)	500	500	500	500
	処分岩種	結晶質岩	堆積岩	結晶質岩	堆積岩
	定置方式	処分孔縦置方式	処分坑道横置方式	処分孔縦置方式	処分坑道横置方式
	アクセス方式	斜坑	斜坑	斜坑	斜坑
	オーバーバック厚(cm)	30	30	30	30
	緩衝材厚(cm)	33	98	33	98
	廃棄体処分本数(本)	70,000	70,000	38,000	38,000
	埋設間隔(m)	3.4	4.5	3.4	4.5
工程別費用 (割合)	選定・調査	0.15	0.10	0.17	0.14
	建設	0.21 (約0.7兆円)	0.35 (約1.8兆円)	0.20 (約0.6兆円)	0.31 (約1.1兆円)
	操業	0.54	0.46	0.51	0.45
	その他	0.1	0.09	0.12	0.1
	合計	1.00 (約3.5兆円)	1.00 (約5.2兆円)	1.00 (約2.8兆円)	1.00 (約3.7兆円)
	処分坑道長さ(m)	約260km	約330km	約150km	約190km

【本表は、『中間とりまとめ』(本文)とともに発表された概要の添付資料です】(原産 注)

[出典]日本原子力産業会議(編):原産マンスリー No. 9, p.47 (1996. 6)

## 表5 地域振興の段階的展開基本シナリオ

事業段階	地域振興の重点目標
予定地選定段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・超長期地域振興構想・基本計画の策定、合意形成</li> <li style="text-align: center;">（課題の明確化と緊急課題への対応）</li> </ul>
調査実証段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域アイデンティティの確立</li> <li style="text-align: center;">（第1期まちづくり；地域のソフト・ハード面の基盤整備）</li> </ul>
建設・操業初期段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域間交流の活発化</li> <li style="text-align: center;">（第2期まちづくり；地域の産業・文化の飛躍的振興）</li> </ul>
操業後期・埋め戻し段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活力ある地域社会の実現</li> <li style="text-align: center;">（第3期まちづくり；時代に対応したリニューアル）</li> </ul>
（閉鎖後段階：閉鎖に伴う新たな展開 / 地域の自立的発展の維持）	

[出典]日本原子力産業会議(編):原産マンスリー No. 9, p. 50(1996. 6)

## 表6 実施主体による地域振興支援の展開例

対応方針 ①～④	建設前段階	建設・操業段階	埋め戻し・閉鎖段階
<p>①処分場と地域との共生(大方針) 実施主体は処分事業を地域に根付かせるため、事業活動のさまざまな面で地域との共生をめざす。</p>	同左	同左	同左
<p>②地域への振興協力 地境振興ビジョン策定に参加・協力するとともに、その実現に係る協力要請に対し現実的力量的範囲内で応じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント(国際会議等)の開催 (国民的理解、地域イメージ確立)</li> <li>・ 技術援助(関連技術習得の場提供)</li> <li>・ 地域計画づくりへの参画・支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連企業、地場産業の自立促進 (技術移転、事業の多角化)</li> <li>・ 地域社会福祉政策への協力 (高齢者の積極的雇用等)</li> <li>・ イベント等の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高レベル放射性廃棄物処分場の跡地利用 (周辺観光資源との連携、処分場を活かしたまちづくりへの協力)</li> </ul>
<p>③資金協力 資金拠出の必然性、正当性を判断したうえで、電気事業者の協力を得て資金協力を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分場地域対策基金造成(目的は、生活再建、周辺環境整備等)</li> <li>・ 処分場地域振興支援基金造成 (自的は、自治活動支援等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化振興財団等の設立</li> <li>・ 奨学金給付の開始、継続</li> <li>・ 各種寄付活動等</li> </ul>	
<p>④主体的な参加 実施主体は長期にわたる地域社会の一員として主体的にその責務を果たす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路等基盤整備、宅地造成等</li> <li>・ 地元関連企業の創設 (処分事業に関連する企業の創設)</li> <li>・ 企業誘致等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直接的経済波及効果 (地元発注、雇用)</li> <li>・ 地域ボランティア活動 (美化, 慰問, 介護, 移動教室等)</li> <li>・ 保有施設の地元開放等 (厚生施設, 見学コース等設置)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援の継続が必要な分野について支援継続、支援体制整備</li> </ul>

表7 地域振興モデルプラン「魅力あるまちづくり」開発コンセプトの提案例

主要目標	開発コンセプト	具体化策
①処分場を核とした地域拠点の整備	後世に処分事業の有為性を示すため処分場建設のモニュメントや事業の伝承機能をもつ賑わいある地域住民交流拠点等を整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記念碑、PR施設設置</li> <li>・交通インフラ等整備</li> <li>・芸術文化、福祉関連事業の高度化</li> </ul>
②環境新産業の創出・育成	処分場の建設や操業・管理に伴う技術開発地科学関係の研究成果等を活用した環境技術産業の拠点を形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境復元創造会社設立</li> <li>・掘削残土等の再生利用</li> <li>・農林業等のハイテク化</li> </ul>
③学術研究施設の誘致・都市整備	学術的知識の集積・高度化を図り、地表・地中空間の研究・教育、学術交流機能等を整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学・研究機関設置</li> <li>・地球データバンク設置</li> <li>・地球博物館設置</li> </ul>
④生活環境の向上と安定的発展	処分事業がもたらす税金、その他資源を活用し、雇用の確保や公共施設の整備等を図り住民生活・福祉を向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療・福祉の充実</li> <li>・雇用機会創出事業</li> <li>・地域メリットの個人還元</li> </ul>

[出典]日本原子力産業会議(編):原産マンスリー No. 9, p. 54 (1996. 6)

表8 高レベル放射性廃棄物処分事業と地域の発展シナリオ(年次計画提案例)

年	2000		2010		2020		2030	
事業段階	準備段階	処分予定地の選定段階		サイト特性調査及び処分技術の実証段階		建設・操業段階	閉鎖段階	
		処分候補地選定期	処分予定地選定期	地上調査段階	地下調査及び処分技術の実証段階			
主要事項		●実施主体の設立	●処分候補地の選定 ●環境影響評価	●処分予定地の選定 ●国の確認	●事業の許可	●建設開始	●操業開始	
処分事業と地域との関係	●地域との係わり方の理念と方針の確立 ●想定地域・対応方針 ●具体案の想定	●具体的対象地域の明確化 ●具体的地域対応の明確化 ●国、実施主体等の役割明確化	●実施主体と複数地域との関係の明確化 ●具体的地域対応の実践	●実施主体と地域との関係の明確化 ●予定地における目に見える事業活動の開始 ●地元雇用、産業との目に見える係わり ●実施主体及び国等による地域との関係強化	●実施主体による本格的な地域内での活動開始 ●地元雇用、産業との関係強化	●定常的な地域関係	●事業内容の大幅縮小 ●HLWの超長期的存在	
地元主体の活動	都道府県	●誘致に対する同意 ●県内広報 ●立地効果等の社会環境調査	●予定地選定への同意	●既存の県広域整備計画での位置づけ変更 ●県道の優先整備 ●県施設の一部立地 ●県補助金の優先配分				
	立地点	○誘致決議 ○市町村内広報 ●地域振興計画策定調査 ●まちづくり協議会等の活動	●候補地対応の小規模整備 ●候補地対応のソフト事業	●超長期地域開発計画の策定 ●15年程度の地域開発計画の策定 提案型まちづくり実践組織(まちづくりセンター等) (住民参加の「福祉の里」まちづくり活動等) ●次期計画のための基金積み立て	●地域開発計画の見直し ●次期計画のための基金積み立て	●地域開発計画の見直し (10年間隔)	●閉鎖後の財政安定化のための基金積み立て ●跡地利用の自然公園整備事業	
支援サイド	国等	●長期継続財源の確保 ●処分事業の全国広報 ●処分事業に関する制度整備	●予定地向け従来型支援策の準備 ●各省庁の支援策活用のための連携体制整備 ●まちづくり協議会等への制度的支援	●施設整備のための交付金等交付 ●ソフト事業実施のための交付金等交付 ●地域振興計画策定への支援	●見直しに対応した資金提供 ●継続的なソフト支援 ●交付金の継続的交付	●10年毎の繰り返し		
	実施主体	●誘致方針の検討 ●地域振興支援の基本方針 ●支援資金の確保 ●確保方針検討	●候補地誘致活動 ●候補地支援メニューの立案 ●支援資金の確保 ●まちづくり協議会等への協力支援	●予定地選定活動 ●予定地支援メニューの立案 ●候補地対応の支援実践	●地元の「まちづくり」と整合を取った施設整備 ●PR館建設 ●医療施設整備 ●技術研修施設建設 ●地域振興計画策定への協力 ●処分場地域支援基金の造成 ●イベント(博覧会等)の開催 恒久施設の建設 ●処分場地元住民生活再建策	●地元と一体となったまちづくりへの参画 祭、イベントの開催、寄付活動 ●地元発注、地元雇用 ●恒久施設(シンボル)の維持管理 ●文化振興財団の設立、奨学金給付の開始、継続 ●社会福祉政策への協力、地域ボランティア活動 保育施設の開放 ●安全対策用緩衝緑地整備 ●閉鎖後を見据えた新規事業の開始	●処分場イメージを生かしたまちづくりへの協力 ●閉鎖後対応の基金拠出 ●跡地利用計画の提示 ●新規事業の定着	
振興メニュー	★地域振興メニュー案はモデルプラン検討成果による			・環境に挑戦するまちづくり (残土再生利用事業、環境モニタリング事業) ・安心が世代を超えるまちづくり (健康福祉推進事業、雇用機会創出事業)	・環境に挑戦するまちづくり (農林漁業ハイテク化、環境復元創造会社) ・地球と学び世界と交流するまちづくり (世界学と日本学のまち) ・安心が世代を超えるまちづくり (安全対策推進事業)		・振興メニューの継続	
段階	第1段階				第2段階		第3段階	

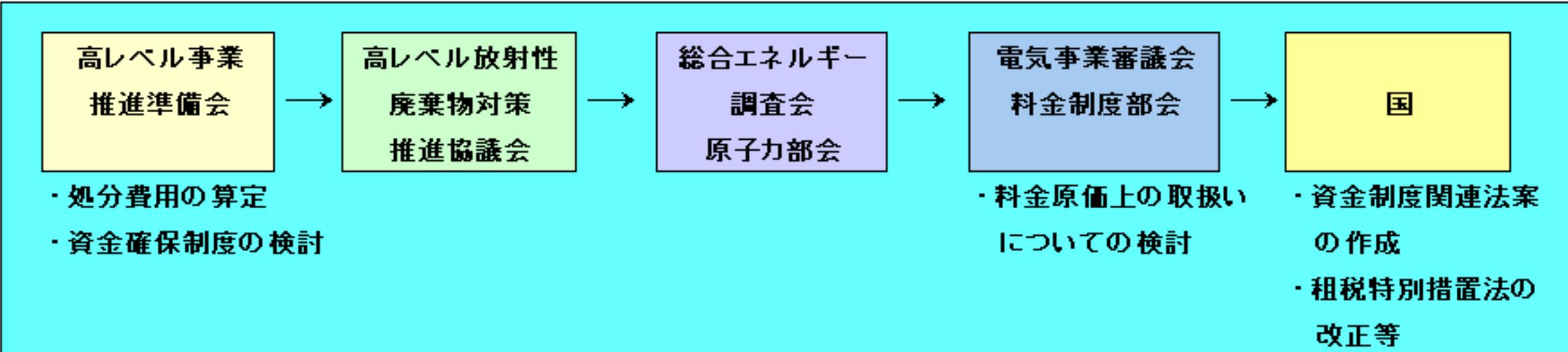
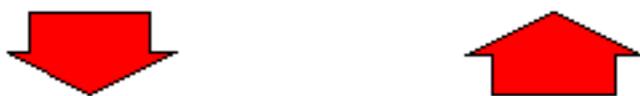


図1 資金確保制度確立のための流れ

[出典] 日本原子力産業会議(編):原産マンスリー No. 9, p. 42(1996. 6)